
4 ドイツの競争力を支える専門人材の育成制度と海外普及

伊崎 捷治 *Shoji Isaki*

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

ドイツにおける人材育成は、日本などで一般的なオン・ザジョブ・トレーニング方式で企業が採用後に行うのではなく、大卒も含めて、教育を修了して社会に出る時点では、すでにそれぞれの職種について公的な資格を備えた、即戦力となる専門人材を育成していくのが国による教育の役割となっている。

ドイツでは一般義務教育を修了した後、引き続きギムナジウムなど全日制の学校へ進む場合を除いて、全員が職業教育を受けなければならない。職業教育の中心をなすのはデュアルシステムと呼ばれる独特の職業教育方式で、企業現場における実地教育と職業学校における理論の学習という2つの要素を組み合わせで行われる。2年間ないし3年間の教育を修了して資格試験に合格するといわゆる「専門職」の正式な資格が与えられる。

デュアルシステムによる職業教育は法律に基づくものであるが、実際の教育は主に企業が行うほか、教育・訓練課程に関する規則の制定や資格試験の実施に商工会議所や手工業会議所、経営者団体、労働組合などが深くかかわり、技術発展や構造変化に合わせて常に見直しが行われる。ドイツ産業は国際競争力が強く、EU諸国の中でも若年失業率が低いが、その背景要因として教育から職業生活への移行がスムーズに進むデュアル方式の職業教育が国際的に注目され、EU諸国でも導入に対する関心が高まっている。これに対して政府、商工会議所、労働組合などのレベルで協力を進めている。数年前

からドイツとの協力関係を進めてきた米国ではドイツの制度の要素を織り込んだ「アプレントイスシップの拡大に関する大統領令（2017年6月15日付け）」が発令された。

1. 義務教育としての職業教育

ドイツでは教育政策は州の管轄である。そのため、学校制度も州によって相違があり、義務教育の年数なども全国一律ではなく、非常に複雑である。本稿の目的のために便宜的に描くと図1のようになる。

図1 学校制度の概要



出所：連邦教育・研究省「2016年教育報告書」を基に概略化

日本の小・中学校にほぼ相当する一般教育を終了した後の第2段階II（16歳ころから）では、大学進学などを目的に引き続き全日制の一般教育を受ける者以外は職業教育を受けなければならない。この点で、職業教育は義務教

育となっている。

職業教育の期間は一般に3年間である。したがって、ドイツではおおむね18歳までが義務教育期間だといえるが、職業教育は成人してから受けるケースもあり、その場合、義務教育は成人にも及ぶことになる。実際に州によって義務教育の期間を12年間、18歳あるいは21歳までなど、さまざまである。

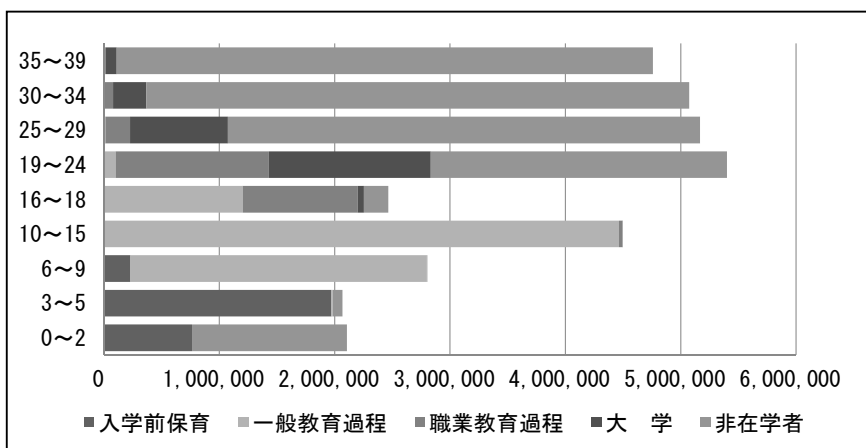
職業教育の終了後は原則として公的な職業資格を取得することになる。したがって、大学における専門的な学問も職業教育のひとつとみれば、ドイツ人は原則として全員が何らかの職業教育を履修することになる。

ただし、学業成績や社会的環境などにより、資格を取得できないケースもある。その割合はとくに移民系の国民において高く、職業資格を取得していない者は失業率が高い。

ドイツの国民全体について、年齢層別にみた教育課程別の在学者数は図2のとおりである。

図2 年代別教育課程別在籍者数（2014/15年度）

単位：人



出所：連邦教育・研究省「2016年教育報告書」

2. 職業教育の概要

第2段階のII職業教育には、デュアルシステム、職業専門学校システムおよび移行システムの3つがある。

デュアルシステムはドイツの歴史に根ざす伝統的な教育方式で、ドイツの職業教育の典型的なものである。これについては後に詳しく述べる。

職業学校システムは連邦法または州の教育関係法に基づいて実施されるもので、全日制の職業専門学校において職種ごとに理論を中心とする教育が行われる。伝統的に医療、介護、福祉および教育部門の人材育成が行われているが、近年は経営管理、外国語、音楽などの職種についても育成が行われるようになってきている。

移行システムは9年間の一般義務教育の終了後にそのままデュアルシステム、職業専門学校のいずれにも進めなかった者や進路を選択しきれなかった者に対して一般教育の補習や職業教育の予備教育の場を提供するために用意されたシステムである。このため、地域や分野の事情に応じて様々な形態のものが生まれているが、いずれは本来の職業教育に移行するか、専門学校など上級の学校に進むが前提である。

表1 職業教育新規受講者数 (2010年、2016年)

単位：人

職業教育の種類	2010年	2016年
職業教育合計	729,577	705,407
BBiG/HwOに基づくデュアルシステム職業教育	509,900	480,169
連邦法または州法による医療・教育・福祉職業学校	159,850	174,380
その他の職業学校	52,513	40,808
公共サービス職業教育	7,314	10,050
移行部門	316,694	298,781
大学入学資格取得部門(第2段階II)	554,704	514,875
大学教育部門	447,890	511,020

注：BBiGは職業教育法、HwOは手工業令

出所：連邦教育・研究省、「2017年職業教育報告書」P52

ドイツはこの数年、職業教育を受ける外国人の受け入れを積極的に進めており、2014年の例では、移行システムを含む職業教育を受け始めた約100万人のうち約11万人が外国人であった。

3. デュアルシステムの職業教育

3.1. 概要

デュアルシステムの職業教育においては、訓練生（一般に“Azubi”と呼ばれる）は週に3～4日間、企業現場で実地の研修を受けるかわら、週に1～2日は職業学校で理論を中心に学習を行う。教育の場が企業と学校の2か所になることからデュアルシステムと呼ばれる。また、教育時間を2つに配分する点から定時制の職業教育とも呼ばれる。法律によって製造業、手工業、サービス業などの317の職種が指定されている。注目すべき点は、対象に指定されている職種については政令で定められた方法以外の方法で職業教育を行ってはならないこと、および、18歳以下の者に対して指定された職種以外の職業について教育を行ってはならないと定められていることである。

歴史的には、中世のマイスター制度に遡ることができる。現在の仕組みは、手工業を営むための資格や条件を定めた1953年の手工業令（HwO）、および、工業、商業、自由業、農業など手工業以外の職種全般について、職業資格の認定やそのための教育に関する1969年の職業教育法（BBiG）で定められている。

デュアルシステムの職業教育は、ドイツのほか、スイス、オーストリア、イタリアの北部地方およびデンマークにおける伝統的な職業教育方式であり、日本や英国などのように企業が従業員を採用した後に必要に応じて教育訓練を施すオン・ザ・ジョブ・トレーニング方式と大きく異なるほか、フランスのように公立の職業学校を主体として産業界が若干関与する方式とも異なるものである。

デュアルシステムの職業教育制度は法律によって定められる制度であるが、教育訓練の内容や資格試験の基準は実質的に商工会議所、手工業会議所

などの民間機関の手に委ねられ、現場での教育訓練は訓練生を受け入れる民間企業において実際の業務の中で実施される。その内容や基準は職業学校における理論面の教育にも反映される。

教育を修了すると、当該職種において産業界や社会で広く認められる「専門職」の資格を取得する。そうした人材は即戦力として企業に配置されていき、鉱業、手工業、サービス業を含めて、また、大学出の専門職を加えれば、従業員の大半は「専門職」で占められることになる。

なお、手工業令はシュレーダー政権の労働・社会改革政策の一環として2004年に大幅改正され、起業、経営にマイスターの資格を要する職種は41に削減されたほか、一定の経験を積んだ職人も独立して営業することが可能になった。残りの53の職種についてはデュアルシステムの職業教育を修了して職人の資格を取得すれば独立して営業できるようになった。

また、2005年の職業教育法改正では、職業教育における進路変更、他の方法による教育歴の算入など、フレキシビリティを高めることを目的とする改正が行われた。

3.2. 職業教育法の概要

職業教育法では、職業教育予備教育、職業教育、継続職業教育、職業再教育を対象として、職業教育の内容や実施方法、資格試験の実施方法や実施体制などについて、基本的要件を詳細に定めている。

教育の場所

教育を実施する場所としては、第2条で①事業所（企業）および公共サービス施設など、②職業学校、③学校および事業所以外の職業教育関連施設が指定されている。外国で受けた職業教育も全期間の4分の1までの範囲で認めることができる。

対象職種

職業教育法は州の教育法による職業教育、大学等における教育は対象にな

らないが、広範にわたる職種が網羅されている。対象となる職種は、職種ごとに政令（職業教育令）を制定することによって指定される。したがって、指定される職種の数だけ政令が存在する。新たな政令または既存の政令の変更については、業界団体、雇用主団体、労働組合、連邦職業研究所または州が提議し、連邦経済省または当該業種を管轄する連邦省が連邦教育・研究省と協議して定める。現行の指定職種リスト（2015年）には317の職種が掲載されている。

なお、指定されている職種については当該職業教育令にしたがって行わなければならないが、18歳以下の若年者に対しては、職業教育のための準備を目的とする場合を除き、指定されている職種以外の職業教育を行ってはならない（第4条第3項）。

職業教育令で定められる事項は、次のとおりで、1職種につき数十ページに及ぶ詳細なものである。

- 教育を行う職種の名称
- 教育の期間
- 職種の内容（必要とされる典型的な能力、知識など）
- 教育の枠組み（必要な能力を養成するための課程、期間など）
- 資格取得試験の要件（受験者に求められる要件）
- 合格に関する規則（資格試験合格の要件）
- 教育手帳による記録（記録の方法、教育担当者によるチェックなど）

職業学校における教育

各職種について、週に1～2日は主に公立の職業学校において理論面の授業が行われる。これについては、文化大臣会議（各州の文化担当大臣で構成される常設の組織）が各職業教育令に沿って、具体的な科目や内容、時間などの詳細を定めた「教育基本計画」を作成し、全国同一の基準で授業が行われるよう図っている。

教育期間

教育期間は、職種によって24か月から42か月までであるが、大半が36か月である。準備的な教育を受けた場合はこの期間が短縮されることがある。訓練生は定められた期間中、週に3～4日間は各職業現場において職業教育令に定められた内容を中心に実地訓練を受け、残りの1～2日間は職業学校において理論を中心とする講義を受けなければならない。

〈教育期間の例〉

24か月：衣料の直し、クリエ・郵便配達、自転車組立工、皮革加工、縫製工、店員。

36か月：パン屋、銀行員、内陸船員、醸造職、屋根ふき工、花屋、肉屋、機械工。

42か月：衛生・空調設備工、化学実験員、自動化電子技術工、ピアノ・チェンバロ製造工。

職業教育実施のための資格要件、待遇

教育を実施する側および教育を受ける訓練生の双方について詳細な資格要件が定められている。

このうち、教育を行う企業については、教育訓練に適した設備や必要な適性や知識を備えていることなどが求められる。また、実際に教育訓練を担当する者については人物面からの適性のほか、当該職種について専門教育ないしは大学教育を修了し、公認の資格試験ないしはそれに相応する外国の資格試験に合格していることなどの要件が定められている。

訓練生には報酬を受ける権利が定められており、訓練年数に応じて支給額が引き上げられる。具体的には産業別の労使交渉で定められことが多い。2016年の場合、全職種、年次を通じた平均で西部ドイツ859ユーロ、東部ドイツ807ユーロとなっている。

修了試験

修了試験に関する規則は各担当機関が職業教育研究所のガイドラインに沿

い、州の担当部局の承認を得て定める。担当機関は分野ごとに定められており、たとえば、手工業分野の職種については手工業会議所、手工業以外の商工業については商工会議所であり、その他、農業会議所、弁護士会議所、会計士会議所など各分野の会議所が担当機関と定められている。

修了（資格）試験は審査委員会が行う。審査委員会は当該分野の雇用主および従業員から各同数の代表と職業学校の教師1名で構成される。

試験は3回まで受けることができ、合格者には修了証（資格）証明書が発給される。外国で取得した資格の認定については第50条で定められ、その基準は「職業資格認定法」で定められている。

なお、分野ごとの会議所など「担当機関」は終了試験だけでなく、それぞれ定められた分野について、準備段階の職業教育、職業教育、職業再教育の監視、規則の制定、相談、情報提供など職業教育全般について幅広い役割を担っている。

3.3. デュアル方式の職業教育の現状

職業教育を実施企業の割合

企業にとっては将来を見込まれる若者を自ら教育し、資格を認められた専門職として育成していくことは競争力を維持するうえで不可欠であり、企業として伝統的な役割を果たしていくことは社会において高い評価を獲得することにもつながる。

職業教育研究所によると、職業教育を実施する資格を持っている企業は全体の57%であった（2014年）。これに対して、2015年のデータでみると、実際に職業教育を実施する企業の割合は全体で20.0%と、前年を若干下回った。企業規模別にみると、従業員数10人以下の零細企業が12.0%、小企業43.4%、中企業66.4%、大企業81.3%と、規模が大きくなるほど訓練生を受け入れる割合が高い。

職業教育の実施件数

これらの企業が2016年に募集した訓練生の数は563,809人（雇用対策に

よる募集 17,550 人を含む)であった、これに対して、職業教育契約を結んだ人数は 520,331 人で、4 万 3,478 人分の空席が生じた。企業の訓練生育成意欲が高く、職業教育を受ける側としては歓迎すべき状況だといえる。一方で、受け入れ先を見つけられなかった志望者も 2 万人を超えた。募集数を超える応募数がある中で、受け入れ先のなかった応募者が多かったのは主に地域や職種の点で需要と供給のミスマッチが生じているため、改善策が模索されている。

表 2 新規職業教育契約件数、訓練生の需要、供給 1)

単位：人

	2015 年	2016 年
新規職業教育契約件数 2)	522,161	520,331
未充足募集人数	41,592	43,478
未採用志望者数	20,782	20,550
需要 (求人数)	563,753	563,809
供給 (求職数)	542,943	540,881

注 1：前年の 10 月 1 日から当該年の 9 月 30 日までの 1 年間の件数、人数

注 2：国の対策によるもの (約 1 万 7,000 人) を含む。

出所：連邦教育・研究省、「2017 年職業教育報告書」P24

教育終了後の採用

ドイツのデュアル方式の職業教育制度においては、企業は職業教育を実施しても、当該訓練生を採用する義務はない。したがって、訓練生も採用を保証されるわけではない。

職業教育研究所の 2013 年のデータによると、修了試験に合格し、引き続き受け入れ先の企業に正規社員として採用された訓練生の割合は 39%であった。また、期限付きで雇用されたのは 28%であった。したがって、訓練生の約 3 分の 2 が当該企業に採用されている。これに対して、自らの意思で別の道を選んだのが 22%、企業側の都合で採用されなかったのが 11%であった。当該企業に就職しなかったケースについては、他の企業に就職する、

あるいは、さらに別の教育ないしは上位の教育を受けるなどが考えられる。

なお、資格試験にどうしても合格できないケースについては連邦労働庁による教育訓練など様々な支援措置が用意され、資格取得率の向上が図られている。

4. 国際協力

4.1. 概況

デュアル方式を中心とするドイツの職業システムを海外で最初に導入したのはドイツからの進出企業で、現地の工場で専門労働者の需要を満たすためにドイツでの教育方式を適用したことに始まる。現在も多くの企業で取り入れられている。

EU 諸国の関心が高まったのはリーマンショック後で、経済危機により各国で若年層を中心に失業率が急上昇したにかかわらず、ドイツ経済がいち早く回復し、とくに若年層の失業が他国を下回ったのが大きな要因であった。OECD では一般教育の遅れを指摘しつつも、ドイツが経済のグローバル化にうまく対処し、国際競争力を維持してきた背景には高い資格を備えた専門職の存在があるとして評価している。

しかし、デュアル方式の職業教育は、長い伝統に根差し、企業と学校だけでなく各分野の専門機関が一体となって取り組む形で社会に組み込まれてきたものであり、仕組み全体を別の国に移植することは容易ではない。

このため、各国に対するドイツの協力は相手国にマッチする要素を選んで移転する形で進められているといえよう。

4.2. 民間企業による海外普及

企業による海外普及の代表的な例としては自動車部品メーカーのボッシュ社がある。同社は1961年にインドのバンガロールに職業教育センター(Bosch Vocational Center)を設立し、実地と学習を組み合わせたデュアル方式による技能工の養成を行っている。同社では、2014年までに7つの職種で合

計2,400人を育成したが、この人数は自社の人材需要を上回っており、現地の産業のための人材育成にも貢献しているという。

フォルクスワーゲン社の場合には2013年にテネシー州チャタヌーガ工場で見地のコミュニティ・カレッジと提携してデュアルシステムによる教育を開始した。これはドイツの方式をほぼそのまま導入したもので、3年間の教育を修了するとドイツ商工会議所連盟からドイツと同様に資格証明書を取得できる仕組みであった。同社はその後、自社の職業訓練施設を利用して高校生や高校卒業生を対象に職業訓練を行うと同時に、訓練生が大学入学のための単位を取得できる仕組みをとっている。

米国にはボッシュ、シーメンス、BMW、ダイムラー・ベンツ、チェンソー・メーカーのシュティールなど同様な仕組みを設けているドイツ企業が多い。ノースカロライナ州ではドイツ、スイス、オーストリアからの進出企業が現地のカレッジと協力して統一的なカリキュラムを作成している例がある。そうした活動もあって、米国ではドイツ方式の職業教育に対する認識も次第に広がっており、職業教育政策にも反映されるようになってきている(後述)。

それ以外にも、ドイツの進出企業が海外で生産活動を行うにあたっては、必要な技術工の育成にドイツ方式を取り入れて職業教育を行う例が多く、ドイツ政府はそうした国との間でも職業教育に関する協力協定を結び、様々な角度から環境整備や支援を行っている。

4.3. 2国間協力

EU諸国については2012年12月にドイツ連邦教育・研究省がEU委員会の参画のもとでギリシャ、イタリア、リトアニア、ポルトガルおよびスロバキアの6か国との間で職業教育協力に関する覚書を交わした。これに基づいて各国との間で具体的な協力を進めている。この結果、スロバキアでは、新たな職業教育法が成立するなど、成果を挙がっている。具体的には、ドイツとスロバキアの中小企業5社と職業学校1校がブラチスラバに近いノヴェ・メストでスタートさせたパイロット・プロジェクトで、2015年9月から中小企業において工業・設計専門工26名を養成するものである。訓練生は所

定の課程を修了すると、アビトゥア（大学入学資格）に加えて、スロバキアの職業証明書、スロバキアの海外商工会議所およびドイツ商工鍵所連盟（DIHK）が発行する認定証を取得できている。

このほか、フランスとの間では1980年から職業訓練生や継続職業教育の受講生の交換を行っており、2016年は2,610人、初年度からの累計で10万人の訓練生が派遣されている。

ヨーロッパ以外ではインド、中国、ブラジル、エクアドル、コスタリカ、南ア、ロシア、トルコ、タイ、韓国、メキシコ、米国およびイスラエルとの間で協力関係を結んでいる。

このうち、米国政府との間では2015年6月5日に協力に向けた意図表明の署名が行われ、様々なレベルや形で情報交換や協力事業を行ってきた。

米国では2013年にオバマ大統領が、「ドイツの若者は教育が終了した時点ですぐに職場に出る準備ができている」として、ドイツのデュアル方式の職業教育システムは米国にとっても手本になるものだと高く評価していた。また、メルケル首相もトランプ大統領就任後初めての会談に際して、職業教育の分野における協力を提案した。

こうした経緯を経て、米国は2017年6月15日、「見習い制度（Apprenticeship）の拡大」に関する大統領令を発令した。同大統領令では、経済が急速に変化する中で、労働者が現在ある仕事や新たに生まれる仕事に対処していけるようにすることはかつてなく重要になっているとして、報酬を受ける労働と教育の2つの要素を含み、現場に即した知識とスキルを獲得できるアプレンティスシップの仕組みを拡大していくことが重要であるなどの点を挙げ、関係機関の協力を求めるものとなっている。

4.4. 政府の普及協力体制

ドイツ政府はデュアル方式による職業教育に対する各国の関心が高まっていることを背景に、2013年に職業教育における「国際協力戦略」を策定し、その実施機関としてドイツ職業教育国際協力センター（GOVET）を連邦職業教育研究所内に設置している。同センターは連邦経済協力省を含む関係省

庁、商工会議所等で構成されるラウンドテーブルを設置し、外国政府との間の新たな協力関係に関する情報交換や協議を定期的に行っている。

「国際協力戦略」では3つのプロジェクトが設定されている。

そのひとつ VETnet では、コーディネーターのドイツ商工会議所連盟およびラトビア、ポルトガル、スロバキア、インド、中国、タイなど9カ所の各ドイツ商工会議所を現地における職業教育の担当窓口として助成している。各商工会議所は職業教育国際協力の一環として経済界のサイドから現地で側面援助し、職業教育の成果の確保を図っている。

UNIONS4VET では、ドイツ労働組合連盟 (DGB) および DGB の職業教育機構がポルトガル、イタリア、ギリシャ、スロバキアおよびラトビアの労働組合との間で結んでいる協力関係を支援している。

3つ目の SCIVET (Skilled Crafts Sector - International Vocational Education and Training) は 2016 年にスタートし、ドイツの手工業界における職業教育の国際化活動の強化のための支援が2年間行われる。主な目的は手工業の国際的活動について統一的な質的枠組みを設定しようとするもので、ドイツの職業教育の高い品質とそこから生まれるドイツの手工業のサービス能力を職業教育要素の国際化に際しても維持しようとするものである。

ドイツ政府のこうした取り組みは途上国援助に際してもさまざまな形で組み込まれている。また、OECD の職業教育に関する調査研究にも資金面などで積極的に協力し、海外への普及に役立てている。

4.5. EUレベルでの協力

エラスムス・プラス

EU は 2010 年に「ヨーロッパ戦略 (Strategy Europe) 2020」を設定し、これに基づいて 2014 年に「エラスムス・プラス (Erasmus+)」計画スタートさせた。これは学習を目的とする EU 域内のモビリティと協力を支援するものである。その一環として職業教育および継続職業教育の分野の交流を支援する「レオナルド・ダ・ヴィンチ」計画がある。

ドイツでは 2020 年までに職業訓練生および職業専門学校生約 17 万人、職

業教育担当者および職業学校教師約2万人の支援を行うことができることになっており、デュアルシステムに対する理解やその普及の機会となっている。

見習工教育のためのヨーロッパ連盟

職業教育に関するEUレベルの協力事業としてドイツにとって関心高いのは、2015年にスタートした「見習工教育 (Lehrlingausbildung) のためのヨーロッパ連盟」の構想である。10件のプロジェクトのうち、ドイツはとくに“Online Apprenticeship Toolbox”の開発プロジェクトを重視しており、デンマーク、オーストリアおよびルクセンブルクと協力してデュアルシステムの導入に関心を持つ国や機関に対してその骨格となる要素を比較する相談サービスを2016年秋から開始している。

Mobil-ProEU

こうしたEUベースの事業のほかに、ドイツは職業教育の受講に関心を持つヨーロッパの若者を対象とするモビリティ (berufliche Mobilität) 促進事業を独自に実施している。連邦労働・社会省が2013年から実施しているMobiPro-EU事業で、企業における実習や資格取得を支援するもので、2017年2月現在で2,000人がその対象になっている。

5. 結語

ドイツでは産業を支える有資格専門職がますます不足するようになっていく。人口構成が変化し、若年層が減少していることに加えて、より高い教育を望む若者が増加しているためである。高い教育を受けた人材の重要性は経済のグローや産業の高度化の進展に伴って高まっている。

このため、外国人材に対する期待が大きく、職業教育の門戸を広く開放するとともに、外国で取得した職業資格を積極的に認定するようになっていく。

2015年から2016年にかけて多数受け入れた難民にも期が持たれている。ドイツ語教育から始める必要があるが、職業資格の取得にまで組み込むこと

ができれば、ドイツにとって大きな力になるし、難民自身にとっても将来の可能性が広がることになろう。

ドイツの制度がそういう点でもうまく機能していくか、今後も注目される。

参考文献（ドイツ語）

職業教育法（Berufsbildungsgesetz=BBiG）

手工業令（Handwerksordnung=HwO）

連邦教育・研究省「2016年教育報告書（Bildungsbericht 2016）」

連邦教育・研究省「2017年職業教育報告書（Berufsbildungsbericht 2017）」

連邦教育・研究省ホームページ「職業教育」

連邦職業教育研究所ホームページ

連邦政治教育センター・ホームページ「教育」、「職業教育」

Die Welt 紙 2013年12月14日付“VW exportiert seine Ausbildung nach Amerika”